

名古屋市交通局管理規程第15号

高速電車安全管理規程及び自動車安全管理規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

(高速電車安全管理規程の一部改正)

第1条 高速電車安全管理規程(平成18年名古屋市交通局管理規程第37号)の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第28条の2」に改める。

第2条第1項中「担当部長(リニア関連工事等調整)」を「各担当部長」に改め、同条第2項第5号中「事故のおそれのある事態、災害」の次に「サイバーセキュリティ侵害」を加える。

第4条第1項中「別図1のとおりとし、」の次に「同図に示す」を加え、「各部長」を「部長」に改め、「(リニア関連工事等調整)」を削り、「各課長」を「課長」に改め、同項中第26号を第28号とし、第25号の次に次の2号を加える。

(26) 担当部長(経営改善) 安全統括管理者を補佐し、輸送の安全の確保に必要なサイバーセキュリティの確保に関する業務を統括する。

(27) デジタル推進課長 担当部長(経営改善)の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要なサイバーセキュリティの確保に関する業務を管理する。

第20条の2の見出し中「担当部長」の次に「(リニア関連工事等調整)」を加え、同条を第20条の4とし、第20条の次に次の2条を加える。

(担当部長(経営改善)の責務)

第20条の2 担当部長(経営改善)は、輸送の安全を確保するため、サイバーセキュリティの確保その他これに附帯する全般の業務の実施及び管理の状況、職員及び設備の状況その他の事項を総合的に把握し、必要な措置を講ずるものとする。

(デジタル推進課長の責務)

第20条の3 デジタル推進課長は、輸送の安全性の向上その他の事項を勘案し、サイバーセキュリティの確保に必要な教育及び訓練その他の必要な計画を策定する。

第21条第1項中「企画財務部長」の次に「、担当部長（経営改善）」を加え、「（次項において「部長等」という。）」を削り、同条第2項中「各課長」を「課長」に、「部長等」を「電車部長、施設部長、車両電気部長、総務部長、安全監理部長、企画財務部長、担当部長（経営改善）、担当部長（リニア関連工事等調整）及び運転管理者」に改める。

第22条第1項中「事故のおそれのある事態」の次に「、サイバーセキュリティ侵害」を加える。

第23条第1項中「事故のおそれがある事態」の次に「、サイバーセキュリティ侵害」を加える。

第23条の2第1項中「各部長及び」を「部長、」に改め、「（リニア関連工事等調整）」を削り、「並びに各課長」を「及び課長」に改める。

第25条の見出し中「確認」の次に「及び外部能力の活用」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の業務の実施及び管理の状況の確認については、必要に応じて適宜、外部能力を活用して行う。

第27条中「並びに運転」を「、運転並びにサイバーセキュリティの確保」を改める。

第28条第1項中「帳票類」の次に「、サイバーセキュリティの確保に係る帳票類」を加える。

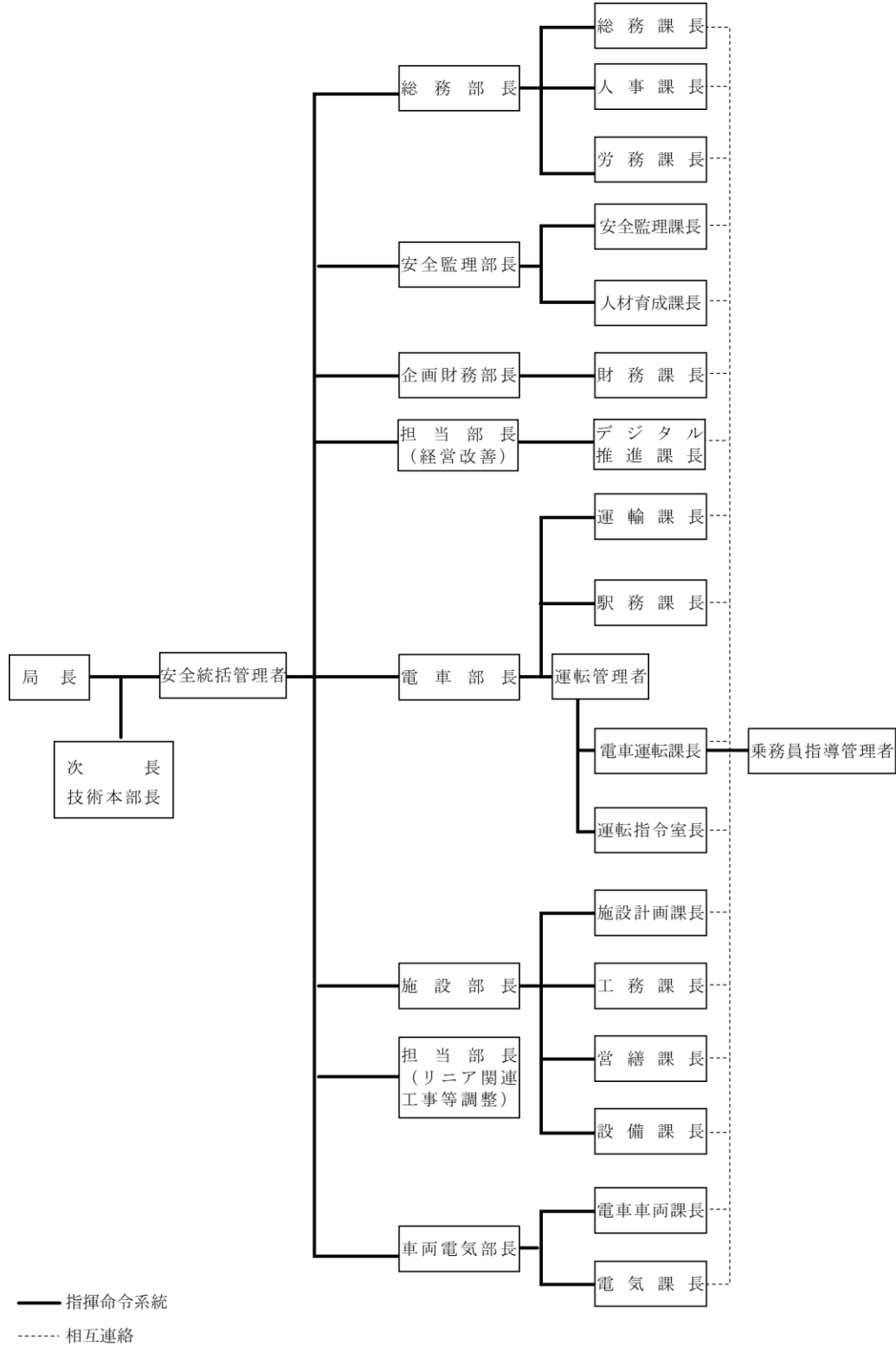
第3章第3節中第28条の次に次の1条を加える。

(サイバーセキュリティに係る業務の委託)

第28条の2 管理者等は、サイバーセキュリティに係る業務を委託する場合は、受託者ごとに、委託業務の種類、範囲、作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）並びに受託者の業務管理体制、教育訓練体制及び係員に必要な資格について定め、これに基づき適切に業務を行わせる。

別図1を次のように改める。

別図1 輸送の安全の確保に関する体制図（第4条関係）



(自動車安全管理規程の一部改正)

第2条 自動車安全管理規程(平成18年名古屋市交通局管理規程第38号)

の一部を次のように改正する。

第2条中「及び各部長」を「、各部長及び各担当部長」に改める。

第7条第1項中「別図1のとおりとし、」の次に「同図に示す」を加え、「各部長」を「部長、担当部長」に、「各課長」を「課長」に改め、同項に次の2号を加える。

(21) 担当部長(経営改善) 安全統括管理者を補佐し、輸送の安全の確保に必要なサイバーセキュリティの確保に関する業務を統括する。

(22) デジタル推進課長 担当部長(経営改善)の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要なサイバーセキュリティの確保に関する業務を管理する。

別図1を次のように改める。



附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。